

菊池郡市医師会訪問看護ステーション 運営規程

【事業の目的】

第1条 一般社団法人菊池郡市医師会が開設する菊池郡市医師会訪問看護ステーションは指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の事業を行うものであり、病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、主治医(かかりつけの医師)が訪問看護の必要を認めた要介護認定者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。この事業は、介護保険法の基本理念に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な療養生活が継続できるように支援することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業の提供にあたっては、主治の医師及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解の元に適切な運営を図るものとする
- 2) 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。
- 3) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 4) 常に利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 5) 指定訪問看護事業(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

【事業の名称】

第3条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 菊池郡市医師会訪問看護ステーション
- 2) 所 在 地 菊池市大琳寺 75 番地 1

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第4条 訪問看護ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 : 看護師 1人(常勤専従)
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- 2) 訪問看護担当職員
看護師 3人以上(常勤専従)

理学療法士 実情に応じた適当数

訪問看護担当職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業の提供を行う。

3) 事務職員:必要に応じて配置

【営業日及び営業時間】

第5条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日: 通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間: 午前8時30分から午後5時30分、土曜日は午前8時30分から12時30分
ただし、電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。
又、必要に応じて営業日外又は営業時間外も提供する。

【訪問看護の提供方法】

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1) サービス提供を求められた場合は、被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、利用者が主治医(かかりつけの医師)に申し出て、主治医が訪問看護ステーションに交付した訪問看護指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2) 事業所は、サービス提供等の記録は終了後5年間保管し、利用者の求めに応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。
- 3) 利用者が要介護認定等を受けていない場合は、訪問看護ステーションから、居宅介護支援事業者(利用者の利用する)へ連絡その他の必要な援助を行う。

【訪問看護の内容】

第7条 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ リハビリテーション
- ⑤ ターミナルケア
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ カテーテル等の管理
- ⑧ 家族その他の介護者に対する指導
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

【緊急時等における対応方法】

- 第8条 1) 看護師等は、指定訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。
- 2) 看護師等は前項についてしかるべき処置をした後、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

【利用料】

- 第9条 1) 指定訪問看護を提供した場合、利用者から利用料を徴収するものとする。
- 2) 利用料は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した場合介護報酬告示上の額に、各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額
- 3) 利用料は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した場合介護報酬告示上の額
- 4) 訪問看護に要した交通費は、徴収しない。

【通常の事業の実施範囲】

第10条 菊池市区域

【健康手帳への記載】

- 第11条 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録にかかるページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

【秘密保持】

- 第12条 1) 従事者は、正等な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさない。又、事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2) 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

【感染症の予防及びまん延の防止のための措置】

- 第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議システムを用いる場合もあるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- ③ 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【虐待の防止のための措置】

第 14 条 1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ会議システム等を用いる場合もあるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2) 事業所は、サービス提供中に、事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

【業務継続計画の策定等】

第 15 条 1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【身体拘束等の適正化】

第 16 条 1) 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【その他運営に関する事項】

第 17 条 事業所は、適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

【委 任】

第 18 条 本規定に定めるもののほか、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業の運営に関し必要な事項は、一般社団法人菊池郡市医師会が定めるものとする。

附則

本規定は、熊本県知事の指定を受けた日	平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
改正日	平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
改正日	平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
改正日	平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
改正日	令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
改正日	令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
改正日	令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申し立ての窓口

当事業所の お客様相談窓口	窓口責任者：徳永 泰子 利用時間：平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 利用方法：電話：0968-24-1880/FAX：0968-24-1906 ：面接：当事業所相談室
その他苦情受付機関	●熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口 所在地：熊本県熊本市東区健軍 1 丁目 18 番 7 号 電話：096-214-1101 受付：平日：午前 9 時～午後 5 時 ●熊本県医療安全相談窓口 (熊本県庁新館 4 階 熊本県健康福祉部健康局医療政策課内) 所在地：熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 電話：096-383-7020 (窓口直通) 受付：平日：午前 10 時～午後 12 時/午後 1 時～午後 4 時